

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215	
地域名 (農林業センサスにおける地域内農業集落名)	江刺 藤里地区 (梁場、清水柳、愛宕下、上小屋、沢田、幕内、田中、野、竹原田、迎井沢、山生田、寺沢、外の沢、智福)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域であり、小区画の圃場で水稻以外の土地利用作物も高齢化により困難となっている。 ・法人が担い手となり、農地の集積を進め、稲作生産の中心を担っている。法人と個々の農家は、小作契約や作業の受委託という関係で結びついている。牛、野菜等の生産は個々の農家にて行っている。(7区) ・除草作業の負担が大きくなっている。また、有害鳥獣の被害が出てきている。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作業協力する農家において、農業従事者の高齢化や農業後継者の未定・不在といった問題があり、後継者や担い手の育成及び農地の集積が課題となる。 ②法人においても、構成員の高齢化が進んでいる。 ③長年にわたる米価の低迷と、近年の国際情勢の不安定化による稲作生産に関わる全資材の高騰や国の5年水張り要件などが課題①に拍車を掛けている。 <p>【地域の基礎的データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人:2法人、集落営農組織:7組織、個人担い手:27経営体 ・主な生産品目…水稻、永年性牧草、大豆、WCS用稲、りんご、ねぎ、キュウリ、ピーマン、肉用牛(繁殖)など
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地域内での連携の推進…現在の農業情勢の中では、現状を維持するのも限界に来ていると思われる。農業が生活環境の維持に欠かせないとの考えのもと、農家の連携・協力に加え、農地と地域の景観維持のため非農業者にも管理作業に協力してもらうことが必要である。 ・農地の集積・集約化…地域内の担い手が農業経営の基盤として利用しやすいように土地を集約していく。(面積、水利系統や土地の使用条件など) ・基盤整備実施に伴い、作業の効率化や農業法人の設立等による農地の集約を図る。また、高収益作物の転作を実施し収益を向上させる。(横瀬) ・引き続き水稻を中心に、野菜や肉用牛に取り組んでいく。また、中山間地域等直接支払を活用し、農地の保全に努める。(毘沙門)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	950.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	950.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・当面は現状の農家組合単位で農用地利用を推進し、地域内の農地の保全・管理を行う。
- ・中山間地域等直接支払の対象農地を中心に保全・管理を行う。(毘沙門)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業法人等の設立を検討し、中心となる経営体への農地集約を図る。(横瀬) ・担い手が農業で自立できるよう、または利用し易いように、まとまった区画に農地を集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地集約のための貸し付けの促進に活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、事業を進行中であり、農地所有者との話し合いを行い、基盤整備を促進する。(横瀬) ・簡易な基盤整備による区画拡大のほか、暗渠排水などを行い、農作業の効率化を図っていく。(7区)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の農用地の集約を踏まえ、担い手や経営体と地権者(農家)側との協力体制の条件整備をする。 ・農業法人等、中心となる経営体の設立を検討する。(横瀬)
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地や山際の草刈り、被害の確認と電気柵の拡張を進めるほか、鳥獣被害が拡大し、棲み分けだけでは難しくなっている集落においては、積極的な駆除も考えていく。
- ②当面、主食用米は特別栽培米に取り組む。
- ③ドローンでの農薬散布や直播き栽培等の新技術を含め、スマート農業の導入を検討し、関係機関と協議しながら担い手の労力軽減や規模拡大が可能な条件を整えていく。
- ⑦中山間直接支払集落と連携し水路清掃、草刈りによる管理を実施する。また、水田を維持することで、治水・土壌流出の抑制・生物多様性の保護が期待されることから、日本型直接支払制度の活用や地域全体での共同作業などの具体的方針を検討していく。